

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大山町長 竹口 大紀

市町村名 (市町村コード)	大山町 (31386)
地域名 (地域内農業集落名)	大山地区 (所子、平木、神原、上中高、中高、野田、清原、唐王、末長、末吉、國信、福尾、上野、大 山口、妻木、稲光、上万、平田、保田、安原、富岡、荘田、長田、平、宮内、坊領、佐摩、今 在家、前、蔵岡、原、畑、別所、香取、飯戸、種原、明間、中槇原、赤松、一の谷、大谷、下 槇原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大山地区は、水稻、大豆、小麦、ブロッコリー、白ネギ、梨、飼料作物、芝の栽培、畜産が盛んな地域であり、複数の認定農業者等の担い手が営農を行っている地域であるが、地域の農地1,392haのうち335ha(24%)の農地が70歳以上の農業者であり59%が後継者がいない状況となっている。10年後には更に高齢化が進み、514ha(36%)まで増加することが想定される。

課題としては、農業者の高齢化や担い手不足により荒廃農地の増加と畦畔の草刈り、水路管理が困難になることがあげられる。一方で担い手により集積・集約が見込まれる地域においては、圃場進入路の拡幅や農地大区画化などの対策が求められている。

また、飼料作物等においてイノシシ等の有害鳥獣による被害が増加しており、侵入防止柵等の設置が農業者の負担となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大及び営農維持に意欲的な担い手に対して農地の集積・集約化に取り組んでいくとともに、水稻や大豆、小麦、飼料作物、芝、特産品であるブロッコリー、白ネギ、梨などの安定生産に向けたスマート農業及び事務作業にDXを取り入れ省力化、低コスト化を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,392 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,293 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内にある農用地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、地域内農業者と調整しながら計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者は、原則として農地中間管理機構へ貸し付けを行い、規模拡大を希望する農業者や新規就農者を受け入れ、将来的には地域計画に定める担い手への農地集積を目指していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の営農の継続や後継者確保のため、地区内の農地の大区画化や水路改修等を行い、耕作環境を維持する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者及び認定新規就農者を主体として農業を継続していくとともに、地域内外からの就農者の受け入れと育成に取り組む。 農業機械・施設の導入、更新の際は補助事業を活用するなどして農家負担の軽減を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
既存の防除委託等は依頼するが、その他の基幹作業については、地域内農業者や集落営農組織で行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止のために侵入防止柵を設置するとともに、被害情報があった場合には速やかに猟友会等と連携を取り被害防止に努める。

②有機・減農薬・減化学肥料に今後も取り組む。

③農業の生産性向上、人手不足解消のためにスマート農業の導入推進を図る。

⑨飼料自給率向上のため、牧草、青刈りとうもろこし、WCSの生産拡大と町営たい肥センターの活用促進に取り組む。